平成２３年（フ）第１１２０号
千葉県船橋市習志野台３丁目12番15棟502号
債務者　水嶋　健太
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４５号
千葉県船橋市習志野台５丁目41番６号　コーポカルチャー106号
債務者　神　　亨
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９７号
千葉県市川市東菅野１丁目25番10号　エクセル・コート東菅野102号
債務者　中村　満之
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０７号
千葉県市原市桜台４丁目16番地３
債務者　渡邉　敦也
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１８号
千葉市中央区出洲港７番37号　サンクタス千葉シーサイドアベニュー1103号
債務者　平野　　香
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３２号
千葉市緑区大木戸町88番地25
債務者　伊藤　美子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６３号
千葉県船橋市市場４丁目４番３号　フラワーマンション204号
債務者　平瀬　武清
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６４号
千葉県船橋市市場４丁目４番３号　フラワーマンション204号
債務者　平瀬きん子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８９号
愛知県西尾市一色町赤羽稗田43番地６
債務者　町元　清隆
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
滋賀県米原市柏原2257番地
債務者　横川　訓子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
岡山県倉敷市北畝６丁目17番38号
債務者　藤原　妙子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
岡山県倉敷市美和１丁目６番５号　美和アパート１階東号室、住民票上の住所岡山県倉敷市中央２丁目14番２号
債務者　福水　宏美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
岡山県倉敷市笹沖347番地５　レオパレスコンフォール石橋Ｂ306、前住所広島県福山市草戸町２丁目９番18―305号
債務者　深堀　有紀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
香川県三豊市三野町吉津乙2500番地１
債務者　米村菜緒子（旧姓山本・岡田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第５２６号
高知市北川添４番11号　リビングタウンＡ202
債務者　谷渕　予佑
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８７号
高知市曙町１丁目５番24号
債務者　横矢　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９９号
高知市長浜1646番地１　メゾンＭＩＹＵ301号
債務者　明神美智子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高知地方裁判所破産係